

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の 大会経費の取扱いについて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の予算については、令和元年12月、組織委員会予算V4（以下「V4予算」という。）が決定されており、組織委員会、東京都、国の経費分担については、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」（平成29年5月31日関係自治体等連絡協議会決定。以下「大枠の合意」という。）に基づき、V4予算の中に計上されたところである。その後、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響により大会が延期されたことに伴い必要となる追加経費を含め、大会の予算については、令和2年12月に決定された組織委員会予算V5（以下「V5予算」という。）が決定されており、追加経費の負担については、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の追加経費の負担について」（令和2年12月4日組織委員会公表。以下「追加経費負担の合意」という。）に基づき、V5予算の中に計上されている。

その後、新たな変異株の出現など国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、観客数の取扱いが決定されたところである。

以上の経緯及びV5予算決定以降の状況等を踏まえ、組織委員会、東京都、国の役割（経費）分担について、下記のとおりとする。

### 記

1. 組織委員会は、大会経費全体について、既に決定している支出を上回ることはないよう、観客数の取扱いを踏まえた契約の見直しも含め、経費節減や収入確保に努める。また、引き続き、大会経費の決算を明らかにするとともに、共同実施事業等における経費執行の説明責任を果たす。
2. 国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた観客数の取扱いの決定に伴い、公費負担の対象となるパラリンピック経費の基本的な

考え方「①経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること」、「②オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に按分されたものであること」、「③経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること」(※)に合致することとなった事業に関する経費については、パラリンピック経費として、その負担割合を大枠の合意のとおりとする。

(※)「パラリンピック経費の基本的考え方」(平成29年12月22日第3回共同実施事業管理委員会確認事項。)

3. 新型コロナウイルス感染症対策のうち、国内外の感染状況の変化に対応して講じられた措置に関する経費については、追加経費負担の合意のとおりとする。
4. その上で、東京都は、開催都市として、組織委員会経費の共同実施事業に係るものについて、安全・安心な大会の円滑な実施の観点から、V5予算の共同実施事業負担金の範囲内で対応する。
5. 東京都と国は、共同実施事業の経費のうち、公費負担の対象となるものについて、引き続き、その適切な執行を確認する。

令和3年12月21日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長 武藤 敏郎  
東京都副知事 潮田 勉  
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部  
事務局長 豊岡 宏規